

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第66回議事録

1 日時：平成24年7月5日（木）15：00～16：00

2 場所：総務省 合同庁舎2号館 第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、浅野 陸八、雨宮 俊武、井川 泉、池田 朋之、
石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、襟川 恵子、華頂 尚隆、
河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、高橋 伸子、関 祥行、
田胡 修一、田村 和人、鶴田 雅明、藤沢 秀一、堀 義貴
三尾 美枝子

（以上21名）

（2）オブザーバー

望月 孝洋（経済産業省）、竹内 淳（民放連）、

（3）事務局

竹村情報通信作品振興課長

（4）総務省

佐藤政策統括官、阪本官房審議官、黒瀬情報流通振興課長、佐々木放送政策課
長、松本情報流通作品振興課課長補佐

4 議事

（1）答申（案）について

（2）その他

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第66回の会合を開催いたします。委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日欠席された委員、それから出席していただいているオブザーバーの方、いつものように席上の資料に記されておりますので、こちらをご参照ください。

本日2つの諮問事項がございまして、これについての答申ということで、前回の委員会で議論をしていただいた点を踏まえて、事務局で案をまとめていただいております。それを中心に議論をしていただきたいと思います。この2つの諮問事項、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の中の「デジタル・コンテンツ流通等の促進」、2つ目が「コンテンツ競争力強化のための法制度のあり方」でございまして、それぞれの諮問を2つまとめて、ご議論いただくということでございます。

答申に向けた今後のスケジュールを先に申し上げておきますけれども、7月12日に情報通信審議会の情報通信政策部会、7月25日に総会があり、私から部会報告を予定しております。本日、情報通信政策部会での報告に向けて、本委員会としての答申（案）の取りまとめを行いたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 事務局でございます。本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほかに、資料1、資料2及び参考1の計3点を配付させていただきます。

また、構成員限りということで、6月18日の前回の会合の議事録の未定稿版を配付させていただきます。前回会合の議事録の未定稿版につきましては、構成員の皆様に既にお送りさせていただいております。現在ご確認いただいているところでございますが、追って、皆様のご指摘を踏まえて修正の上、村井主査の承認を得て、総務省のホームページにて公開したいと存じますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願いいたします。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。答申案に関しまして、前回さまざまな議論をしていただきました。その後、委員の皆様からいただいたご意見も含めまして、答申案を準備していただいたということですので、その説明後に、議論に移りたいと思います。

また、政策部会における説明のための答申案の概要版というのも用意してもらいましたので、こちらのチェックもお願いいたします。

それでは、事務局から説明お願いいたします。

【竹村情報通信作品振興課長】 それでは、資料1に基づきまして、前回から変更した点を中心に、私から説明をさせていただきます。

まず、第1章のコンテンツ製作・流通の強化方策のあり方につきましてでございます。第1節が、これまでの取組の現状と課題ということで、4ページに下線を引いて変更点を表記してございます。「もっとTV」の事業が始まったということも書くべきというご意見をいただきましたので、記述を追加してございます。

それから、福田構成員の意見で、違法なコンテンツ対策というのを加えるべきという意見がございましたので、そこに記述を追加してございます。

それから、7ページ、外国製コンテンツに対する規制の存在ということで、国の名前の名指しは避けるべきというご意見があったものですから、「中国、韓国等における」というところは削除させていただきたいと思います。

それから7ページの一番下のところでございますけれども、政府による長期的な支援措置というものについて、福田構成員それから高橋構成員が、総務省が主語になった取組を書くべきというご意見をいただいたものですから、それを踏まえまして「コンテンツの海外展開について、政府による長期的な支援措置が不十分であり、政府一体となった取組に向けて、総務省から関係府省に対して働きかけを行う必要性が指摘されている」という表現に修正をさせていただきました。

それから、9ページの一番上のところでございますけれども、レコード原盤権の権利処理につきまして、これは畑構成員の意見を踏まえて修正をしてございます。

それから10ページの1番下、コンテンツ流通プラットフォームの現状と課題の(1)のところでございます。権利者への対価の還元のあり方の表現につきまして、前回ここで議論をしていただきましたけれども、そこでの議論を踏まえまして、「ユーザーからの期待にも応えつつ、権利者への適正かつ効率的な対価の還元を可能とする仕組みの検討が必要である」という表現にさせていただきました。

それから、次の11ページをごらんください。スマートテレビに関する取組のところでございます。前回ここで、スマートテレビについては国際標準化が非常に重要であるということから、具体的に書き込むべきではないかというご意見をいただきました。そこで、

この下線部のところでございますけれども、6月12日のシンポジウムの内容、それから国際標準規格の策定に向けたIPTVフォーラムとW3Cとの間のリエゾンを締結することといった記述を追加をさせていただいております。

それから13ページ、第2節の提言のところでございます。放送事業者と権利者団体とのいろいろな問題の解決につきまして、例えば出演者等の番組情報の共有化、出演契約の推進という点について、池田構成員から、放送事業者にとってなかなかハードルの高い問題というご指摘がございましたので、「個人情報や機密情報等の取扱い等にも十分留意しつつ関係者間で検討をすることが必要」という表現に改めさせていただいております。

それから、(2)のコンテンツ海外展開、ここにつきましていろいろな意見がございました。浅野構成員から、国の名指しはやめるべきという点と、それから放送規制の関係と海賊版に対する対応ということのかかわりはわかりにくいということから、表現ぶりを改めました。改正後の表現では、「海賊版への対策については、不正コンテンツの流通抑止に取り組み、正規コンテンツの流通促進に資するビジネス環境を整備することが必要である」とした上で、「特に、海賊版が横行している国においては、日本のコンテンツに対する潜在的需要が大きいにもかかわらず、適正な手段で視聴することが困難であり、それらが海賊版横行の土壌にもなっていることから」という表現に改めてございます。

それから、その下のパラグラフでございます。コンテンツを海外展開していく上での政府の支援措置に関して、いろいろな意見がございました。予算の手当てが必要という表現はどうかという意見もございましたので、「現地語への吹き替えや字幕の作成等のローカライズ、海外展開の機会創出に向けた国際マーケットへの参加等の費用について、支援措置を検討する必要がある」という、支援措置をさまざまな施策全般にかけるような表現に改めさせていただいております。

それから14ページ、スマートテレビにつきまして、実証実験の内容あるいは国際標準化の取組について、具体的に書くべきというご指摘をいただきましたので、ここで実証実験の内容あるいは国際標準化の取組について具体的に記述を追加させていただいております。第1章は以上でございます。

それから第2章にいまして、これについても何点か修正点がございます。まず、23ページをごらんください。前回、関構成員からご説明があったとおり、新しいソフトウェア方式の稼働につきまして、8月中旬以降になるというご報告もございましたので、若干ここで表現ぶりを改めてございます。

それから、フットノートのところをごらんください。前回、佐藤構成員からB-CASカードの不正な改ざんに対する評価について、ご報告をいただいたところでございますので、ここのフットノートの記述を追加してございます。

それから「B-CASカードを用いたエンフォースメントの仕組みの劣化」と、前回そういう表現をしてございましたが、村井先生のご指摘をいただきましたので、「仕組みへの影響が懸念されている」に改めさせていただいております。

次に、24ページでございます。前回から、著作権法の改正について進捗がございました。著作権法の改正法案が国会で成立いたしましたので、国会に提出したという表現から、2012年10月1日に施行予定という形で、国会での法案の成立を踏まえて記述を改めております。

それから24ページの一番下のところ、制度的補完措置の進捗によって、どういう効果があったのかということを加えるべきというご指摘がございました。このため、「こうした取組の結果、デジタル放送におけるコピー制御のルールのエンフォースメントについて、制度的な面からの整備が進捗しており、コピー制御を回避する不正な機器の流通への抑止効果が期待される」という表現を追加したところでございます。

それから最後、25ページでございますが、「私的録音録画補償金制度の形骸化」を追加すべきというご指摘がありましたので、この文言を追加してございます。

資料1の説明は以上でございますが、今後、対外的にこの答申を説明するために、資料2として概要版を用意してございます。これは、できるだけ答申の内容を忠実に踏まえながら、答申の全体像がわかるという観点から、資料2としてパワーポイント版の資料を用意させていただいているものでございます。

まず、1枚目が答申の全体構成ということで、第1章、第2章とそれぞれございますが、これまでの取組と現状、第2節提言ということでポイントをまとめさせていただいております。

詳細な説明は省略をさせていただきますが、もし、この点について漏れているというポイントがございましたら、ご指摘をいただければと思います。

事務局からの説明は、ひとまず以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

そういうわけで、記憶も新しいと思いますが、前回の議論を踏まえて、かなり丁寧に修文をしていただいたとは思いますが、一方、資料2の概要版においてもそこから

捻出してありますので、皆様のご意見を反映させているかどうかという点でお考えいただいて、意見交換に移りたいと思います。

16年の諮問8号というところから出発をし、19年4次、20年5次ということで、中間答申を6次までやっており、これが最終答申になります。

それではどうぞ、ご意見を。

すごいですね。66回開催してきて、ここまでどなたも発言されなかったのは初めてですけれど、よろしいんでしょうか。

【高橋委員】 すみません。1点だけちょっと気になるので。概要版の6ページの第2章第1節2、コピー制御におけるコンテンツ保護のあり方というところですが、1つ目のパラグラフの2行目ですが、「B-CASカードを用いた方式に対して様々な課題が指摘され」の「課題」というこのワードについてです。「課題」ではなくて、これは「問題」だったのではないかと思うのですが、この点、何かありましたら教えてください。本文の20ページを見ますと、みんな「問題」「問題」と書かれていまして、発言も問題指摘だったと思うのですが、問題指摘は、果たして「課題」とくくって概要版に表現してよいものかという疑問を持っているという意味です。

【竹村情報通信作品振興課長】 すみません、本文で言うと20ページの(1)の経緯のところの幾つか黒ポツで、まさに問題点を指摘しているわけですが、そのくくり方として「課題」という表現ではちょっと不適當ということであれば、「問題点」という表現に直させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【高橋委員】 私としては、そのようにしていただきたいと思います。

【村井主査】 よろしいでしょうか。「課題」より「問題」のほうが問題なんですか。いずれにしても整合性ということから見ると、本文が「問題」といってますからね。ありがとうございます。

このほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほど申し上げましたように、7月12日の政策部会に私からのご説明ということで進めさせていただきたいと思いますが、最終的な修正につきましては私にご一任いただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【村井主査】 どうもありがとうございます。

それでは、先ほど申し上げましたように、この委員会としては18年に設置、66回と

いうことで開催をしていまして、その間ダビング10その他で、様々な立場の方にいろいろな議論をしていただいたということを記憶しております。総務省あるいはこういったデジタルコミュニケーションのテクノロジーの歴史の中で、国際的に見ても、やはりこういういろいろな立場の方が、同じところで議論していただいたことは大変貴重だったのではないかなと思います。

私もいろいろなことで、この委員会から勉強させていただいたようなこともありました。放送事業のこと、権利者の方、消費者の方の様々なお立場を伺うことができて、私にとっても大変大きな勉強をすることができましたし、理解をすることができました。

先日、非常に長い間務めていた地上デジタル放送の委員会もとりあえず最終回を迎えまして、続いてこの会合も最終回ということで、ほんとうに皆様に、そして活発な議論に感謝をするばかりでございます。

時間がございますので、もし何かお言葉がございましたら、こうやって集まることもなくなるということだと思いますので、どなたでも。河村さん、どうぞ。

【河村委員】 本来、最終回は、何かいろいろありがとうございましたとか言うべきところなのだと思います。消費者としては、いろいろデジコンの中で提起された問題が、解決したとは思っていません。そのことについて1点だけ、最近思っていることを申し上げます。もしかしたらまた物議を醸しているかもしれませんが。

私が強くこだわっている点は、地上放送のコピー制御のあり方というのを、ほかのものとは分けて考えてほしいということです。ずっと何年にもわたって言ってきました。そのことについて最近強く思いますのは、例えばテレビでは報道番組がされていますけれども、例えば去年の3.11の後にさまざまな専門家がニュースに出てきて、いろいろなことをおっしゃって、ものすごく国民を翻弄しました。その中には、真実ではなかったようなことや、科学的だと言っているが、間違っていたとことが含まれていることも今となっては指摘されています。。要するに、専門家といわれる方々でも全然違うことをおっしゃるということが如実にあらわれたのです。

そういうことって皆さん言いつ放しで、ずっと出てこなくなってしまう。そういうときに、やはり国民、視聴者ができることというのは、それを記録に残して検証することだと思います。証拠と言っておかしいですけども、消えていってしまったら検証できないのです。ユーチューブとかに出ているのも違法で、けしからんコンテンツなわけですから、そうしたら私的に許されている範囲で私たち国民がニュースで言われていたことを持って

おけば、後で、これは全然違うことだったじゃないかとかいろいろ検証することができます。

今、ダビング10については、一世代でメディアシフトができませんから、私の人生で考えてみても、録画メディアはやっぱりかなり変わっていく。それがシフトできなければ、その機械が世の中から廃れてしまって、もう見られなくなってしまう。そういう意味で、娯楽という意味だけではなくて、やっぱり国民の権利や、憲法で保障されているような権利から言っても、とても大事な側面があるので、やビジネス、エンターテインメントという面からだけではない地上波の放送の録画、保存というものを私はこれからもこだわっていきたいと考えています。

【村井主査】 ありがとうございます。どなたか。はい、どうぞ。

【三尾委員】 すみません、発言すべきかどうか悩みましたが、24ページの補完措置のところでは今回、違法ダウンロードの刑事罰が認められまして、このことについても触れるべきではないのだろうかというのを申し上げるべきかどうか。インパクト的には、ここに書いてある補完措置よりはだいぶ大きいように思います。その辺は、そこに触れなくてもいいのでしょうか。

【村井主査】 なるほど。そのほかの整備という制度的な補完措置ということに、今回の改正ですね。

【三尾委員】 権利者がコピーコントロールをどうするかということを判断する際しても、昨日の日経新聞に載っていたように非常に関係が深いかと思います。

【村井主査】 そうです。範囲は全くそのとおりだと思います。問題は、この委員会のタイミングですけど、答申が12日なので、入っていても不思議はないように私は思いますけど、事務局の方いかがですか。

【竹村情報通信作品振興課長】 表現ぶりは、村井先生と相談いたしますけれども、追加をさせていただきたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。

【襟川委員】 ほんとうに私は出席をしておりますで、ここに来ていろいろなご討議を伺いながら勉強になりました。最終回ということで、先生にお願いしたいことがございます。コンテンツ競争力強化のための法制度のあり方は、世界各国がコンテンツを強化するために、制作者に様々な支援をしています。この間もイギリスが始めて、2年前からカナダのケベック州だけではなくて、トロントでも支援を始めて、それでそこに働く人たち

の人件費を半分国が見る、あるいは税制面でもかなり多くの優遇があります。1つのコンテンツによって国が富むわけです。いろいろな面において、デジタルの世界ですから、バイラルに広がり世界中からの視聴者から収益を得ることによって国が富んでいく、それに対する政府の方の認識はだいぶ低く、この間、自民党の執行部の方とお会いしたんですけど、コンテンツ制作の支援に対する意識が低くて、ぜひ先生がもう少しコンテンツを、支援するような立場でのご発言をどこかでいろいろ啓蒙していただけるとありがたい。私もやっていきます。

【村井主査】 個人的には全く同じ認識を持っておりまして、いろいろな国の中で、デジタルだけではなくて、そういった芸術的、文化的なことも含めたことに対する大変な尊敬を持って、それからそういうものに対するいろいろな力を合わせて、そういうものが伸びてくるということを考えていくことが、非常に上手にできている国は多くなってきているような気がします。

したがいまして、そういう思いは、全く私もそう思いますし、できることはやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【襟川委員】 皆様にも、ぜひよろしくお願いいたします。

【椎名委員】 多分河村さんと僕は、ほとんど皆勤賞。主査からご説明ありましたけれど、いろいろなコンテンツをめぐる議論の中で、あいつが悪い、こいつが悪いという話がいっぱいあった中で、では、あいつもこいつも呼んでしまえというところが、この委員会の始まりだったと思います。

河村さん、ダビング10にこだわっていらっしゃるんですけど、僕はダビング10というのも1つの通過点にすぎないような気がしていて、全体から見ると、やはり今コンテンツという言葉は出ましたが、コンテンツ、音楽も映像もいろいろな利便性が確保されていくことに反比例して、非常に細っている。それを再生産していくサイクルが細くなっているということと言えるのではないかと思います。だからこそ対価の還元というキーワードにこだわって、この委員会に参加してきたのですが、やはりダビング10というのは、その真ん中辺にちょうどありまして、北京オリンピックの直前で、どうしようかというようなことがあり、そこで出てきたのは四方一両損という話が出たと思います。痛み分けをして先に進みましょうよということで、とりあえずコピーワンスからダビング10という、物理的に何らかの進捗を得たということに関しては画期的だったのではないかと思います。

そこで四方一両損というのは、必ずしも四方等しく一両損したのかどうかというのは、ちょっとわからなくて、その後も対価の還元の部分が残ってしまったということはありませんが、基本的に、実は僕は樂觀している部分がありまして、コンテンツが減びていいと思っている人はだれもいないと思うのです。さまざまにステークホルダーさんが自分の権利をいろいろおっしゃるけれど、最終的に落とすところがない話ではないと思います。引き続き検討すべき事項は、この答申の中にうたわれていますけれど、そういった矜持でそういうことを解決に向けて話し合っていく場が今後ともつくられるということは、非常に心強く思っております。そういうところに期待をしていきたいと思っております。

以上です。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、何かございますでしょうか。

これも最後なので、また蒸し返してしまうかもしれませんが、先ほど河村さんがメディアシフトについておっしゃいましたが、これは非常に重要な問題です。メディアはどんどん劣化していくとか、変わってしまった後に10年前のものを見ようと思ったら、見る機械はなくなってしまうとか、そういう問題をずっと抱えてきていると思います。1つは、デジタルメディアというのは、多少その問題を軽減できるかもしれない可能性を持っています。なぜなら、それは数字のデータで、変換するのはソフトウェアだから、ハードウェアが変わってしまっても、そのデータを読み込めれば変換できるかもしれないということです。今、国会図書館などで、エターナル・プリザベーションという、映画などのコンテンツを永遠に保存するにはどうすればいいか。今、フィルムを窒素に入れて保存しているようなことに対して、デジタル化での保存について、情報学の世界ではいろいろな検討がされています。長い目で見れば、きっとそのデジタル化ということを1つの軸にして、人類の記録というようなものを、ずっと残していけるように、様々なアプローチが進んでいくのではないかと思います。

したがって、今、河村さんがおっしゃったようなことを含め、時代の検証や、もっと歴史的な意味で我々の記録がデジタルデータとして残っていくことも、それからその保存についても考えていかななくてはいけない。

今、ビッグデータというのがあるのですが、いろいろなところで皆がデータを持ち、それを全部取っておけるのかというような議論があります。考えてみれば、そこら中にある監視カメラの映像はすべて取っておけるのかというと、現状では全部捨てるしかないわけで、そういう意味では、今、テレビ放送のコンテンツがすべて取ってあるのかというと、

これは量としてかなり難しいですよ。生番組を全部取っておくということはできないのではないのでしょうか。量としても、物理的にも。できるだけ取ってあるかと思いますが、少なくとも昔のビデオよりは保存しやすくなったのではないかと思います、それがデジタルのいいところ。

もう1つは、ダビング10。これはまた細かくなっていますが、今はムーブをするということに対する制限はないんですよ。だから具体的に言うと、DVDに焼きそれをもう一度ハードディスクに戻すじゃないですか。DVDはボイドできるので、もとを壊してしまえば読み戻しができるんじゃないですかね。機械によると思います。ルール上はできると思います。

【河村委員】 初めて聞きました。

【田胡委員】 できないでしょう。

【村井主査】 できないですか。DVDの種類によりますが、もとのDVDをボイドにできれば、理論的にはできるはずなんです。

(会議後、書き戻しが可能なのはDVDではなくブルーレイディスクと訂正)

【河村委員】 ハードディスクに戻すというのではなくて、例えばメディアがDVDじゃない何か別のものになったときにも、それもできますか。

【村井主査】 というわけで、新しい機械に移ったときに、そっちに移すと、またムーブというのができる限りは、私は理論的にはできると思います。ただ、今の商品がそうになっているかどうかは、メディアに依存するかと。

【河村委員】 商品がそうになっていないと、消費者には不可能。

【村井主査】 というわけで、今、そうになっている機械もあるので、そのようにつくっていくことはできるのではないかと思います、いかにせん技術というのは、やはりそうやって新しいものが出てきたときには、そういうばらつきがあって、それで多少の不整合があったり、必ずしも理論的にそういったことで進めていけることではないということもあります。それは利用者がうまく利便性を追求できるかどうかというのは、いろいろなタイミングによって違うと思います。いずれにせよ、河村さんのご意見のようなことが反映されつつ、技術が、そういった要求をサポートしていくようになるべきだと私も思います。それが申し上げたかったことです。さて、そのほかのご意見、何かございますでしょうか。

よろしいですか。たくさん発言をいただいた浅野さん、どうですか何か。

【浅野委員】 特に発言はありませんけれども、とにかく感想めいたことを言えば、長

かったなという感じは非常にします。その中で、特にステークホルダーの異なった方たちが一堂に会して、こういう議論をしていったということは、非常にいい試みだったと思うのです。

その中で、村井主査が非常にご苦勞されたと思いますので、私としても個人的にもご苦勞さんと申し上げたいと思います。

【村井主査】 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

それでは、時間の関係がありますので、私からは以上にしておきまして、総務省からごあいさつをいただきたいと思います。

【佐藤政策統括官】 政策統括官の佐藤でございます。本日は、お忙しい中をご出席、ご審議を賜りまして、ありがとうございます。当委員会は、たびたび皆様からも出ていますとおり、平成18年の9月以来、6年間という長い期間にわたりまして精力的にご審議をいただき、累次にわたる答申をまとめていただきました。

当委員会の答申を受けて、デジタル放送のコンテンツ方式及びエンフォースメントの改善が行われましたが、コンテンツの製作・流通の強化に向けて権利処理の円滑化などの取り組みも進められてきたところでございます。

一方、今回いただく答申でも指摘されますとおり、技術の進歩によって今後コンテンツの利用・流通の形態が急速に変化することが予想されておりまして、課題が山積しているものと考えております。

本委員会でいただきましたご意見を踏まえて、私たち総務省としてはコンテンツの製作・流通の促進に向けて努力をしまいたいと考えております。引き続き、皆様にはご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、大変長い間委員会の主査をお務めいただきました村井先生をはじめ、委員の皆様方に重ねて感謝を申し上げますとともに、本委員会に携わってこられました関係の皆様への取り組みにも感謝を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

【村井主査】 どうもありがとうございました。私からも、皆さんの非常に活発な議論への参加に心より感謝を申し上げて、この最終回の締めくくりのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以上。